

太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 4 号

太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

太子町福祉医療費助成条例（昭和 48 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、高校生等」を削る。

第 2 条第 4 号中「15 歳」を「18 歳」に改め、同条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号から第 16 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第 2 条中第 17 号を削り、第 18 号を第 16 号とし、第 19 号を第 17 号とし、第 20 号を第 18 号とする。

第 3 条第 1 項中「、高校生等及び」を「及び」に改め、「、高校生等保護者」を削り、同項第 2 号中「は、精神疾患による疾病を除く。」を「の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条に規定する自立支援医療費（同法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条第 3 項中「第 6 号」を「第 5 号」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 7 条中「、高校生等」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の太子町福祉医療費助成条例の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。